

# 生活福祉委員会会議録

平成25年6月13日

13時00分

開会

14時31分

閉会

網走市議会

午後1時00分 開会

#### ○渡部委員長

それではただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会でありますが、今定例会において付託されました議案3件、請願1件、要請1件の合計5件について審査をいたします。また、それ以外の案件として、今定例会の付託事件ではありませんが、所管事務調査についてを予定しております。

それではまず初めに、議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中当委員会所管分、補正予算3項目がございます。各課ごとに、順番に説明を受けて、後ほど順次、質疑をしていただきたいと思います。

まず初めに、市民活動費消費生活推進事業について御説明をお願いいたします。

#### ○影近市民課長

それでは議案第1号平成25年度一般会計補正予算中所管分、市民活動費消費生活相談事業の補正について御説明申し上げます。議案資料1号9ページをごらん願います。

初めに1の補正の理由及び内容でございますが、北海道の消費者行政活性化基金事業を活用し、消費生活に係る行政職員や消費生活相談員の相談技術向上と消費者問題に対する市民の意識向上を図るため、記載の4項目に係る費用を追加補正するものでございます。

内容につきましては1項目めが、消費生活相談事業に携わる市職員並びに消費生活相談員に対する研修会の講師謝礼。2項目めが、市民を消費者被害から守るための啓発用チラシ等の印刷代。3項目めが、当該チラシを配布するための折り込み代。4項目めが現在、消費者協会に委託しております消費者相談業務を担当する消費者相談員の研修経費に伴う委託料であります。

次に2の補正額でございますが、まず①の歳出予算につきましては、消費生活相談事業に114万円を追加し、補正後の額は348万円となるものでございます。補正に係る財源につきましては、全額北海道消費者行政活性化事業交付金でありまして、これを

②の歳入予算に追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○渡部委員長

次に児童福祉費、子ども子育て支援新制度準備事業について御説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

#### ○松野子育て支援課長

私のほうから子育て支援課所管分となります平成25年度一般会計児童福祉費補正予算、子ども子育て支援新制度準備事業につきまして御説明をさせていただきます。議案資料1号10ページをごらんください。

補正の理由及び内容につきましては、子ども子育て関連3法に基づく、子ども子育て支援新制度の準備に当たり、子ども子育て会議の設置及び子ども子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査を実施するため、経費使途にございます子ども子育て会議委員報酬、費用弁償等旅費、会場使用料、ニーズ調査に係る印刷費、輸送料、委託金等、合計248万円を追加補正しようとするものでございます。

なお、子ども子育て会議につきましては、子育て支援に係る当事者などの有識者や、一般公募による子どもの保護者などを含めた13名を予定し、今年度は4回ほどの開催を予定しております。

また、ニーズ調査では0歳から11歳までの保護者、おおむね2,000名程度を調査対象として予定をさせていただきます。

補正額につきましては全額一般財源となり、補正後の額は248万円となります。

なお、ここで子ども子育て支援新制度につきましては、新たな制度の取り組みとなりますことから、その概要を若干説明させていただきたいと思いません。資料11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

初めに子ども子育て支援新制度の概要でございますが、平成24年、昨年8月に子ども子育て関連3法案が可決成立し公布されました。この3法に基づき幼児期の学校教育や保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進するため、子ども子育て支援新制度が平成27年度からのスタートを予定されておしま

す。

この制度につきましては、従来、子ども子育て新システムという名称で使われておりましたが、内容の一部改正などが行われましたことから、子ども子育て支援新制度の名称となったところでございます。

次に、子ども子育て関連3法につきましては、記載の子ども子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律、これは関係法令整備法と略して言われております。この三つの法律を子ども子育て関連3法と呼んでおります。

この、関連3法の趣旨につきましては、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進するとされ、大きく三つの目指すものとしておりまして、質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供、保育の量的拡大、地域の子ども子育て支援の充実の達成などとなっております。

また、主なポイントにつきましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付とする施設型給付及び小規模保育等への地域型地域保育給付の創設、認定こども園の制度の改善、地域の子ども子育て支援の充実、また、市町村が実施主体となり地域のニーズに基づき計画の策定また給付の事業などの実施、政府の推進体制、そして、子ども子育て会議の設置となり、国におきましては本年4月26日の国の子ども子育て会議が設置され、市町村においては合議制機関の設置努力義務となっているところでございます。

これらの内容を受けまして網走市の取り組みにつきましては、子ども子育て会議の設置、また、ニーズ調査の実施などにより、子ども子育て支援事業計画策定を行うなどの取り組みを行うものとし、最短で平成27年4月からの実施が見込まれております新制度に円滑に移行するための必要な準備を行ってまいります。

取り組みスケジュールにつきましては平成25年度、今年度は子ども子育て会議の設置、子育てニーズ調査を予定し、平成26年度は子ども子育て支援事

業計画策定、保育の必要性の認定事務、地域型保育給付及び事業の届け出受理等となっております。

なお、重立った内容は下段に本格施行までのイメージ図を記載してございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○渡部委員長

次に、生活保護総務費、生活保護事務費につきまして御説明をお願いいたします。

#### ○鳥井本社会福祉課長

私のほうからは、平成25年度一般会計の生活保護総務費、生活保護事務費の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案資料1号の13ページをごらんいただきたいと思っております。

補正の理由及び内容でございますが、本年8月1日から生活保護法による保護の基準が改定されることに伴う、生活保護システムの改修経費といたしまして、75万6,000円を追加補正するものであります。

財源につきましては全額国庫補助金となります。

以上で説明を終わります。

#### ○渡部委員長

議案第1号について、ただいま順次説明をいただきました。ここで、それぞれ質疑、審査をしていただきたいと思っております。

まず初めに、市民活動費の消費生活相談事業について御質問ございませんか。

#### ○松浦委員

基本的には賛成という立場からですが、一点確認をしたいのですけれども、ここで行政職員や消費生活相談員の相談技術向上ということが書かれておりますが、具体的にいいますとこの講師といってもいろいろあるのでしょうか、どのような講師を招いて、どのような相談技術の向上をしようとするのか、あらあらわかればお答えいただきたいと思っております。

#### ○影近市民課長

今、御質問があった件でございますけれども、これにつきましては法的な知識を有する弁護士などを講

師として網走市に招いて、消費生活相談に必要とされる法的知識等の強化を図りたいということでございます。

#### ○松浦委員

そういう意味では、相当、専門的な知識を得ることであると思いますので、これは特に消費生活相談員となると、さまざまな相談ごともありますから、そういう点ではこの相談技術向上という点では、非常に望まれていることでもありますので、私としては賛成するというところで終わります。

#### ○渡部委員長

ほか、ございますか。

#### ○空委員

基本的には賛成であります。

ただ近年、この消費生活相談という部分については、かなり相談内容が多岐にわたっておるという部分、これらについてさまざまな取り組み、講師ということで弁護士を招いてという部分、おおいに結構だろうとこのように思います。

あとはこれらをやったその後の部分として、市民がより抵抗なく相談にこられるような、そういう体制づくりというのが非常に大事だろうと、このように思いますので、一方通行の形にならないようにぜひ進めていただきたい。基本的には賛成いたします。

#### ○渡部委員長

ほか。金兵委員。

#### ○金兵委員

基本的に私のほうとしても、事業について賛成の立場なのですが、1点、今、消費生活相談員の技術の向上ということを積極的に進めていくという話もありましたけれども、ちなみに今、消費生活相談員というのはどのくらいいて、状況的に人数的に足りているのかをお聞きしたいのですけれども。

#### ○影近市民課長

現在、消費者協会の相談員の体制でございますけれども、昨年度は11月以降4名になったわけでございますが、今年度につきましては4月に公募を行いまして1名決定しておりまして、5名体制になると。ただしこの1名につきましては、相談員リーダーの

養成講座を受けてからということになるものですから、実質上は11月から5名という体制になります。

現在、相談の時間でございますけれども、月曜日から金曜日まで、10時から午後4時まで行っておりますけれども、これによりまして週1回程度の相談業務を行うということになります。

人数的に不足があるかどうかということですが、今、お話したように体制的には強化されるというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

#### ○金兵委員

体制的には強化されるということで理解をさせていただきます。相談員の能力向上とあわせて、いま、さまざまな問題が複雑化していますので、相談も今後もまた多くなっていくのかなと思いますので、相談員の確保という部分でも強化をしていただいたらと思います。以上です。

#### ○渡部委員長

ほかございませんね。

続きまして、子ども子育て支援新制度準備事業につきまして質疑を受けます。

#### ○松浦委員

この子ども子育て関連3法に基づくというふうになっておりますけど、昨年の前政権の時代ときに出てきた法律であります。そういうことで今、ニーズ調査等を行うということでもあります。

会議を設置するということでもありますけれども、どういった人たち、どういったメンバーでこの会議を構成するのか、その辺お知らせいただきたいと思います。

#### ○松野子育て支援課長

現在の、会議の委員の予定につきましては、実際的には学識経験者、子育て支援当事者、そして子育て当事者、子どもの保護者ということで、主には教育関係者としては学校もしくはPTAの関係。また子育て支援当事者としては、幼稚園や保育園の関係。また事業者として、施設内保育所等との関係。また、福祉関係。また、保険医療関係、そして学識経験者としては町内会とか社会教育委員とかというかたち、そしてさらに子育て当事者としておおむね2

名の方を一般公募した中で、13名ということで取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

#### ○松浦委員

私どもとしては、新システムの議論の中では、基本的には反対をしてきたものでありますし、今回のこの新しい名前についても、内容的にはそう変わるようなものでもありません。ただいずれにしても、こういった形の中で進めていくという中で、こういった子ども子育て支援新制度という中での準備としての会議を設置すると、あるいはニーズを調査するということは、非常には重要なことであるというふうにも思います。

そういう点では、こういった調査をあるいは会議を持つという点では、賛同とするということでございます。

以上です。

#### ○渡部委員長

他に御質問ございませんか。

#### ○金兵委員

ひとつお伺いしたいのですが、今回この子ども子育て会議を設置するというところで、市町村には設置の努力義務というふうになったのですが、努力義務の場合、やる場合とやらない場合というのがあるのかなというふうに思いますけれども、今回やるというふうに決めたのは、どういった判断、どういった基準があったのかなと思ひまして、その部分を。

#### ○松野子育て支援課長

これの関係では、計画策定もしくは保育所等の定数の変更、その他につきましては現在、審議をする諮問機関というものを経てしなさいというようなことでの法律の内容がございます。そういった関係から今現在、来年度に計画策定ということでございますので、そういった意味では広く関係者の方々の御意見を聞く中で、審議をしていただく中で策定をしていきたいという趣旨でございます。

#### ○金兵委員

理解させていただきます。

あと、ニーズ調査に関わる場所だったのですが、0歳から11歳の保護者の方、2,000名程度を

対象ということで、今、課長答弁にもありましてしており、広く意見を伺わなければならないといったところですので多分、郵送料が入っていますので、お送りして帰ってくるという調査方法だと思うのですが、返送率といいますか回答率を上げていかなければならない。でないといく意見は集まってこないのではないかなと思いますけれども、その辺について何か考えがありますか。

#### ○松野子育て支援課長

実際的には、前回の次世代育成行動計画ということでも、ある程度似たような調査をやっております。その中では実際的には22%程度ということで、今回も国からある程度、調査内容のひな形程度というよう形で出てきておりますけれども、実際的には細かく把握するという意味では仕方ないのかなというふうに思いますけれども、多くの項目がありますけれども、その中である程度、答申にあったような形での必要性のものを選抜する中で、回答しやすいような方法で、調査をさせていただきたいというふうには考えてございます。

#### ○金兵委員

回収率が前回のアンケートだと22%と。低いなという印象をもってしまいますので、これからの子育てに関する重要なアンケート調査になると思ひますので、その22%部分はできるだけ上げるような努力をしていただきたいと申しあげて、賛成という立場で終わらせていただきます。

#### ○渡部委員長

他にございませんか。

次に生活保護事務費につきまして、質疑ございませんか。

#### ○松浦委員

生活保護基準が改定というよりも引き下げられるということで、多くの反対の声もあったわけですが、結果として8月1日から改正になるということでもあります。

当然それに伴って、システムは改正しなければならないということでもありますから、生活保護基準改定には反対けれども、この予算については認めざるを得ないということでもあります。

**○渡部委員長**

他に質疑ございませんか。

**○空委員**

基本的には法律の改正に伴う必要経費という部分で解釈します。ですから補正額75万6,000円、これも全額国庫補助ということでございますので、システムについてはしっかりとやっていかななくてはならない。これは義務もありますのでこれは問題ない、私はそう思います。

**○渡部委員長**

他にございませんか。

それでは、議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中当所管分につきまして、委員一致をもって原案可決すべきものと決定して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○渡部委員長**

次に、第3号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。

**○松野子育て支援課長**

私のほうから、議案第3号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定につきまして、その提案理由等の御説明を申し上げます。議案資料18ページ、資料3号をごらんください。

初めに条例一部改正につきましての趣旨でございますけれども、子ども子育て支援法第77条に規定する事務の処理及び、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する子ども子育て会議を地方自治法第138条の4第三項の規定に基づく附属機関として設置するため、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、網走市付属機関条例に網走市子ども子育て会議を加え必要事項を定めまします。会議の所掌事項でございますけれども子ども子育て支援法第77条第1項各号に関する事、市が実施する児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策についての調査審議となり、関係内容は次の子ども子育て支援法抜粋のとおり市における合議制の機関となります。

会議の構成は先ほどもお話ししましたが、学識経験者その他市長が必要と認めるものとし、学識経験者、幼稚園や保育園などの子育て支援する方や、一般公募による子どもの保護者など含めた13名以内といたします。

施行期日等は、この条例は平成25年7月1日からの施行とし、委員報酬となるため、報酬職員給与条例に網走市に子ども子育て会議を規定します。条例の新旧対照表は次ページ19ページのとおりとなっております。

以上の提案理由等の御説明を申し上げましたけれども、よろしく御審議をお願いいたします。

**○渡部委員長**

ただいま御説明いただきました議案第3号につきまして、質疑ございましたらお願いいたします。

**○空委員**

基本的に先ほど補正予算で協議をしまして、これは関連3法の法的整備というふうに、単純に考えてよろしいでしょうか。

**○松野子育て支援課長**

はい。そういうことで理解いただきたいと思います。

**○空委員**

これについては了承いたします。

**○渡部委員長**

他にございますか。

それでは、議案第3号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定しているよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○渡部委員長**

決定いたします。

次に、議案第6号網走市墓園条例の一部を改正する条例制定について御説明をお願いいたします。

**○梅津生活環境課長**

私のほうから、網走市墓園条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。議案資料6号、35ページから38ページをごらんいただきたいと思います。

まず改正の趣旨ですが、近年の核家族化、少子高齢化などの社会情勢の変化により、墓地の承継が問題となっていることにかんがみ、安心して利用できる承継のない墓地として、本年、潮見墓園に合葬墓を設置し、使用形態及び使用料を定めるため、新たに規定する条文の追加及び条文の文言整理をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第2条に、潮見墓園に合葬墓を設置する規定を追加、第4条に合葬墓の使用は焼骨の埋蔵及び生前予約とする規定を追加、第7条に合葬墓の使用料及び管理料の還付規定を追加いたします。第8条、第12条、第13条、第19条、第20条に合葬墓に適用しない条項を指定する規定を追加いたします。第13条第2項に祭祀をつかさどる主宰者の届け出についての規定を追加、第14条に住所及び氏名の変更届を出す者に主宰者を加える規定を追加し、第16条で管理料は前納となっていることから、不払による使用許可の取消し項目を削除いたします。

合葬墓の使用料は、別表第2において1体につき1万8,000円、管理料は別表第3において1体につき2,000円と規定をするものでございます。

次に、使用料及び管理料の算出方法でございます。

使用料は、整備に要した調査、設計及び造成に係る費用を全体造成面積5,121㎡に対し、合葬墓の占める面積350㎡について按分し算出したものでございます。また管理料は、今回整備することによりふえる面積の維持管理経費の30年分を永年の管理費とし、合葬墓の占める面積で按分し算出したものでございます。

なお、施行期日は、平成25年10月1日から施行しようとするものでございます。また、合葬墓の供用開始は、工事完了が9月末を見込んでいることから本年10月1日を予定しており、同日から受付を開始する予定でございます。

以上で説明を終了させていただきます。

#### ○渡部委員長

ただいま御説明のいただきました、議案第6号について質疑ございませんか。

#### ○松浦委員

基本的には賛成です。それで伺いたいのは、この新年度予算の中でこの案が示される中で、やっぱり市民の中で関心が高いのです。それでよく質問もされることができました。

今、課長から説明のありましたように、内容の中で合葬墓に適用しない条項を規定を追加するようなことですが、つまり、よく聞かれるのが自分はその対象になるのだろうかというふうによく聞かれるのです。そこを聞かれると私自身もよくわからないので聞いてきますということになるのですけれども、具体的に受けられる人という条件として一番はわかりやすい例はどんなことなのでしょう。子どもがいないというのが一番わかりやすいのですけれども、子どもがいたとしても身近にいないだとかということもあり得るので、どういった条件の人がこの合葬墓に入るのか伺いたいと思います。

#### ○梅津生活環境課長

合葬墓の申し込み要件ということでございます。まず第一に網走市民の方ということでございます。申請者の要件ですね、申し込みのできる方の要件として網走市民であるということです。

次に、網走市に本籍のある方ということでございます。

次に、網走市の区域内にある墳墓を改装する方ということでございます。

4番目といたしましては網走市に親族のいる方ということでございまして、今回は生前予約の申し込みも受けておりますので、生前予約をする際には祭祀を司る主宰者の方の届け出をしていただくということを規定しております。

#### ○松浦委員

いくつかわからない部分があるのですけれども、子どもがいても条件としてあるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

#### ○梅津生活環境課長

それについてはよろしいです。

#### ○松浦委員

より詳しくはまた、直接聞いていきたいと思っておりますけれども、その辺が実はわからない部分だと思う

のですから、このそういう点ではそれなりに私も今理解しましたので、細部についてはまた直接伺っていきたいと思いますので、この条例の一部改正については、賛成いたします。

**○渡部委員長**

他にございませんか。

**○空委員**

ちょっと一点だけ。生前予約の関係でこれは300体ということですね。生前を予約受けたときにいまのところ30年というのがあるからその収入の計算がなされてます。そこで生前を受けてしまうと実態は、何年後でなければその生前の部分はいつそれが発生するかわからないと。こういう状況の中で発生しないうちに、この合葬墓は万一いっぱいになって、そういう人たちの家族あるいは有資格者といえますか該当者から申し込みがあったときに、予約を受けていることによって、実際は空いているのだけれども入れることができないと、こういうような問題が発生しませんか。

**○梅津生活環境課長**

今回の敷地に造成する中に合葬墓の部分は敷地面積を広めにとっておりますので、もし、足りなくなった場合には、さらに造成をするという考えであります。

**○空委員**

その辺を理解します。ただ当然その申し込みも含めての状況を見て、2年ないし3年という余裕をみて造成をしていくという考え方で進んでいかなければ、いろいろと逆な問題を起しかねないとこのように思っておりますので、ぜひその辺については常時検討しながら進めていっていただきたい、このように要請しております。

基本的には市民も、先ほど松浦委員からありましたけれども、要望の非常に大きかった問題ですから、これは高く評価して賛成したいと思います。

**○渡部委員長**

他に御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**○渡部委員長**

それでは議案第6号網走市墓園条例の一部を改正

する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○渡部委員長**

原案可決すべきものと決定いたします。

次に、請願26号、年金支給額2.5%削減中止を求める意見書提出についての請願を御審議願います。

**○松浦委員**

請願前文の中で簡潔に書いているとおりですね、昨年11月、民主、自民、公明の3党合意によって年金削減法案を強行採決されたと、成立されたということでもあります。

その理由として2000年から3年間、物価が下がっていたのに年金を下げずにいたと。特例として据え置かれた部分を解消するためだということをおっしゃいます。その結果として2015年4月段階で国民年金でいえば満額の人であると月額1,675円。御存じのように国民年金は、6万数千円の月額支給という中でこのだけの削減。厚生年金についてはおよそ5,900円削減と。厚生年金についても、大体十五・六万円ぐらいが満額だと思いますが、そういった中での減額ということでもあります。

大変痛手になるということは明らかです。問題なのは物価が下落というふうに言われているのだけれども、一体何が下がったのかとこの間、それは結局エアコンだとか大型テレビだとか、そういったものは確かに下がったけれども、現実の庶民の暮らしにおける日常製品というのは、逆に高くなっているというのが現状であります。そういった面からしますと、エアコンなどは毎年買うものでもない。テレビだって一台買えば10年、15年と使うものであるということからいっても、やはりこういったデータの取り方自身も、庶民の暮らしにあわない形でやられてきたということでもあります。

いずれにしても、今回の2.5%削減というのは大きな打撃を受ける。そして年金生活の方々にとって唯一の収入ですから、それがこういった形で削減されるという点では、すべての年金生活者に大きな打撃を与えるし、結果として地域経済を疲弊させていく

ということに直接つながるといふふうに思いますので、この請願については、大変よく理解できますし、ぜひこれは国に対してもこういう声を届ける必要があるといふふうに考えますので、ぜひ賛同いただいて、意見書を提出していただきたいといふふうに思います。

#### ○渡部委員

他に御意見ございませんか。

#### ○空委員

基本的に年金といっても国民年金それから厚生年金、あと企業年金という部分があるのかもしれませんが、今やはり問題になるのは厚生年金と国民年金だろうと考えたときに、特に国民年金については6万7,000円ぐらいですか、そうすると現実の問題として国民年金で生活している人たちというのは、一人6万7,000円で生活するといふのはなかなか至難の業だと。

ただ、たまたまご御夫婦で年金をもらっている人たちにすれば、二人分の合算があるので、何とか生活していけるというような状況。といふことは二人分を合わせて何とか生活している中をひとり分に6万7,000円ぐらいの金額から2.5%カットしますといふ議論になると、結局金額的にここで国民年金1,675円といふふうな書き方をしていますけれども、二人分と解釈するとこれの倍なのです。倍の年金が減額されると。こういうふうな考えに至ったときに、やはりこれは相当大的な問題だなと思っております。

それから最低水準の生活を保障するといふ生活保護の観点から考えても、これを下回るといふようなことに今でも下回っておると、しかしながらさらに下回る差が大きくなるという観点から考えたときに、やはり国の今回の制度について私はやはり賛成ができない。ある部分では、アベノミクスといふことで浮かれた話もあります。確かにこれは必要なことだと私は思っていますけれども、大都市圏に出ると意外とその効果といふのは、着実に実行されたときの効果といふのは、早めに出てくるのかもしれませんが、東京中心の大都市圏でも2年で効果が出るものであれば、地方においては3年5年か

かってしまうといふ状況の中で、その間の年金生活者の生活といふのは、非常に大変なことになってしまふといふ部分で、たしかに3党合意といふ部分もありますけれども、これはこれとして、我々、網走市議会としてはこれについては反対をします。いわば削減を中止するといふ意見書を上げることに私は賛成です。

#### ○金兵委員

この3党合意のお話もありますけれども、当時はデフレ状況で物価も下がっていくといふ予想もあったといふ状況下でもありましたけれども、今、アベノミクスといふ中で景気が上がっていくのではないかと、不安も多々あるところ株価の乱高下もありますので、不安も多々あるといふふうにも見えているところでもありますけれども、当時これを決めたときには、税と社会保障の一体改革といふのも合わせて議論していくといふことも言っていたはずですので、その議論があつて方向性が見えているといふところがあるなら、また話は別になってくるのかなといふふうに思いますけれども、今その議論は進んでない中では、やはりといふ意見書をしっかり議会として提出していくべきではないかといふふうに、私どもの会派としては賛成といふ立場で発言させていただきます。

#### ○山田委員

私は個人的には、非常に年金が減るといふことはあまり賛成ができない。ただ、現役の世代と将来の若者たちのことを考えますと、少しずつわれわれ年寄りも我慢をしていかなければならないといふところもあります。

それで、年金の財源を国家レベルで考えますと110兆円といふものしかない。これも後に20年で枯渇すると言われております。そのときにどうするのですかといふと、税金であがなければいけない。そうするとその税金をだれが払うのですかとなると、我々の子どもたちが払っていかなければいけないのです。

ですからここは、私も年金を来年からあたるのですけれども、減るのはいやですけれども、将来の子どもを考えるとここは少し我慢をして、政府で

これからの生活がよくなるような政策を考えてもらう、それしか今方法はないと思います。

将来の子どもたちにツケを回すのは我々なのです。それと、我々の先輩がそういうようなことをやってきたと。それであるならば我々も千なんぼだとか五千なんぼとかあるのですけども、ここはちょっと我慢をして、将来にむけて国家レベルで議論をしていただいて、ここは我慢してくれというのは失礼なのですけども、ちょっとこの辺は我慢していただいて、私はこの辺は継続でやっていていただきたいと。そうでないと必ず税金にかかってきて、年金は間違えなく枯渇します。しないと思っっている人はいないと思うけれども、今さえよければよいというような状況は、やっぱりだめではないのかなと私は思いますので、会派としてもそうだろうということで、一応継続というような考え方でいます。

#### ○空委員

将来、次世代に荷物を背負わせるというつもりはないのですよ。ただ、15年から結局物価が下がったということで、ただし年金はそのままできたということ。ではそのときに年金受給者の生活がより豊かにその時点で豊かだったのかどうかという観点を考えたときに、決して物価にスライドしなかったにもかかわらず大変な生活だったと、受給者については。特に、国民年金については大変なときだったと。それがあるとき本来は下げるはずだったのが下げなかったからといって、今になって下げるというのは下げなかったほうの国の怠慢だと言わざるを得ないと。その分を今、上げるというのは果たしてどうのかと、私はそういう意味でこれらについては賛成ですという意見です。

必ずしも現役世代それから将来を担う子どもたちに負担を押しつけようという気持ちはありません。

#### ○松浦委員

今、空委員が言われたように、私どもも将来、子どもや孫に押しつけつもりはないです。

今、問題なのは先ほど山田委員はいまのところ少し我慢するべきだということですが、我慢できることとできないことがあると。現実問題として

1カ月6万7,000円、満額で6万7,000円ですからね。満額もらってない人が相当数いるのです。4万5,000円とか5万円という国民年金の生活者というのはたくさんいます。網走市内でも大半がそうです。満額をもらっている人のほうが少ない。こういう状況の中でこれ以上減った中で、自分に身を置きかえたときに暮らしていけない、明らかに。現実に暮らしていけない中で2.5%を減らされるということが、どれほど大変なことか。このことをやっぱり考えたときに、確かに年金の問題では、将来的には大変だというふうにはなっていますけれども、しかし日本の年金の基金というか預金高でいえば世界の中でも一番高い状況なのです。

だからこれは政治の責任として、将来、子や孫の代に負担をかけない形でやっていくのがこれからの政治だというふうに思いますから、そういう点ではぜひその点を山田委員に理解していただいて、継続していただけるような余裕はないと、こんなふうに私は考えますので、ぜひ会派の中でもしっかりその辺を議論していただいて、賛同していただけないものかと、このように思うところでございます。

#### ○立崎副委員長

私、個人にはいいのかなというふうに思ったのですけども、会派の中で山田委員とお話をしました。2007年当時の話に戻りますと、950兆円あった財源が現状で110兆円になったのだよというところを考えると、当然政治的責任というのは問われるものであってしかるべきだなというふうに思います。

現在こういう形で話が上がってきているというのも、確かに政治の汚点なのかもしれません。しかしながらやはり将来の政治を考えたときに、子どもたちにツケを回さない政治をするのがというふうに松浦委員おっしゃったのですけども、結果20年しかたっていない中で、結局、後の世代に何とかしてもらいましょうという形でこういうふうに財源が減ってきたというのは、それも事実だと思うのです。

ということは、やはり今から少しずつ準備をしていかないと、要するに山田委員が言ったように我慢していかないと、今後ますますひどい結果になり、やがて財源の話ばかりではなくて、国自体の年金制

度というか、崩壊してしまうのではないかという、ちょっと大きいかもしれないですけども、その辺の心配も含めた中で継続していただきたいというふうに、私ども会派は考えさせていただきました。以上です。

#### ○松浦委員

先ほど言いましたように、いくらそのように会派としての結論なのかもしれませんが、先ほども言いましたように現実的に食べていけない状況にあるわけです。それもまた削減するというわけですから、それが本当に人間として許されるのかと。わが身に置きかえるなら、5万円や6万円の月収で暮らしていけるはずがないのです。そういう状況の中の人から年金を2.5%下げますよということは、どれほど暮らしに直結するかという、その辺を考えたときに、確かに将来の問題やあるいは年金の積み立てが減ってきていると、これは事実かもしれませんが、それはそれで、今生きている人たちがどう、将来もわずかな年金の中でどうやって生きていくかという切実な問題のときに、我慢してくれと言っても、ではどういう我慢をすればいいのかという問題。

だから今現実起きてるのは、全国の中で病院にかかりたくても結局お金がない、国保も払えない、だから病院に行かない。でも命からがら病院にときにあなたはもう手遅れですと、あと10日の命しかありませんという形が、実は全国中でたくさん起きているということなのです。

そのことを考えたときに、我慢というのがどういうことなのかということをごひ考えていただいて、私は考え直していただきたいというふうに強く思います。

#### ○山田委員

今、生きるということで、ものすごく下がるのが困ることなのですけども、先ほど言いましたように将来のほうがもっと不安なのです。なぜかというと、自分たちの世代さえよければというわけにはいかない。ただ金額的には、千何百という形なのですけども、現実的には今の年金で食えるかというと、全く食えないだろうと私も思っています。

ですから、こういうものを請願するというより

も、もっと別なもので我々の生活が守れる形で上げるべきであると。年金は年金で会計が一つですから、これが枯渇した後はどうするのかというというよりも、違う制度の請願をされたほうがいいのではないかと思います。

これはこれで、まずは認めておいて違う制度を出して行ってほしいと。ただこれは気持ち的にはもちろん賛成できないのだけど、大局的に立てば今は我慢をすると、次の政策でやっていただきたいというふうなことで、とりあえずこれは、継続で協議していきましょうということでもあります。

#### ○空委員

非常に大事なことなので、理事者の方からも御知恵を借りたいと思います。年金生活者が満度で仮に6万7,000円、これがたとえば5万円だとか、それでは生活できません。生活保護基準に照らし合わせたときに、これだけの差がでますということがあったときに、年金をたとえば5万円もらっている人たちは生活保護の申請はできますか。あるいはそれが該当しなければ、生保の該当ではなく準要保護という制度もありますよね、そういう問題とのリンク、やはり国の行政の中では横の連携という部分、たしかに年金財源だけの問題を考えれば、今の議論というのは私はわかるのですよ。だけれども、全体的に国全体の中で考えたときには、そうではないのではないのかと。仮にこれが食えないからといって生活保護に申請をして、それが該当になったときには、いまの部分で国が75%、市が25%の負担しなければならぬ。そっちのほうに多くの人たちが移行した場合、大変なことになってしまうと、地方財政というのは。

そういう部分も考えて、これはひよっとすると意見書を上げてても変わらないかもしれない、けれども、地方の声としては私はこれは上げて何ら問題ないのではないかと。逆に、少しでも早く上げておいたほうがいいだろうと。こういう意見で私は賛成というふうに言ってるですけども。どうですか生活保護と年金との絡みは。

#### ○鳥井本社会福祉課長

8月から生活保護の基準が変わりますけれども、

60歳から69歳までの最低生活費といいますが、一般的にいう第1類、第2類の合計の金額が6万5,280円となります。それと70歳以上の場合は1類、2類をあわせまして6万1,820円ということで、これは第1というのは食費や衣類、個人に係るものです。2類というのは光熱水費で世帯に係るもので、それらの合算額となります。ですからの市営住宅だとか、家賃の部分は入っておりませんので、もしも年金額が5万ということになると生活保護を受けなければならないということになってくると思います。

#### ○酒井福祉部長

ただいま課長のほうから説明がありましたけれども、ただ、生活保護を受ける場合はあらゆる財産を活用するという前提がございます。ですから、扶養義務者から資産活用からを含めて生活ができないということで、初めて生活保護者と申請をしていただいて、生活保護の認定を受けるということになります。国民年金をもらっている方は、一概にいろんな仕事をして国民年金に入っている方がおられますので、財産をたくさん持っている方も国民年金、逆に言えば細々と暮らして国民年金など、いろいろな方がおられますので、一概には言えませんが、今お話ししたように、最後のセイフティネットという生活保護という形になっておりますので、あくまでも国民年金だから受けられます、この年金は受けられませんという話ではありません。

今言ったように、最後のセイフティネットの部分で相談をしていただいて、その人の資産を市のほうで確認させていただいて、生活保護の決定を行うものでございます。

#### ○空委員

そういうことだろうと理解をして聞いたつもりなのですが、当然これがそういう状況の中でこの年金が減額されていくことになれば、やはり少なからず影響が出て生活保護の申請者がふえてくる、対象者がふえてくる可能性というは出てくるのではないのですかということなのです。ですからそういう部分では、一応三党合意というひとつのあれがありますから、なかなかこれを覆すというのは厳しいだろうと思います。

しかしながら、声をしっかりと届けておく必要があるというふうに思っているものですから、私はこの請願については賛成するというふうに申し上げております。以上です。

#### ○渡部委員長

まだ審議の途中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

午後2時01分 休憩

午後2時12分 再開

#### ○渡部委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

種々御意見を皆さんに頂戴して、意見を交換させていただいたところですが、それぞれ意見の一致をみませんので、継続審議といたしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○渡部委員長

では、そのようにいたします。

次に、要請1件、介護サービスから軽度の高齢者分離に反対する意見書の提出要請について御審議願います。

#### ○松浦委員

これは私ども共産党議員団から、出したものであります。ここに書かれているとおりでありまして、結局は軽度の高齢者は見守り、排除等の生活援助が中止であり、要支援者の介護給付範囲を適切化すべきだというふうに、国の社会保障制度改革国民会議は言っているということで、具体的には、保険給付から地域包括ケア計画が一体になった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し柔軟効率的に実施すべきと、こういうことでもあります。

その結果、要支援1、2の認定者を介護予防給付の対象から外してしまうと、こういうことでもありますので、そうやって介護費用を抑制すると、こういうことでもあります。

まさにこれをやられますと、高齢者の予防といえますかね、介護予防という点から言っても実は非常にまずいということでもあります。

結局この中心にあるのは、結局介護費用を抑制しようということがねらいですよ。だけれどもこの

ようなことをすれば、高齢者の皆さんがせっかく介護予防のいろんな活動しようとしても、これが排除されるということであれば、非常に本来の介護サービスとは一体どういうことになんだということになってしまうので、そういうそういった点でも、この意見書についてはですね、ぜひ採択していただきたいとこんなふうをお願いしたいと思います。

#### ○渡部委員長

他の委員の御意見ございませんか。

#### ○空委員

ちょっと聞きたいのですが、今、この要支援1、2の認定者の部分がはずされた場合、本市として影響というのは、どのようなことが考えられますか。

#### ○児玉介護福祉介護課長

当市の現在の要支援1、2の方といたしますのは、まず要支援、要介護認定を受けている方全体で1,710名ほどですけれども、人数的には要支援1の方で536名、約30%の方が要支援1、2、いわゆる軽度の支援の方ということになります。

そして、この要支援の方に対する実際の介護サービスの費用なのですが、介護給付費ということで、こちらはですね、一応介護保険の中で市の特別給付の部分を除きまして、本来の介護保険法の給付費全体でいきますと、24億円弱になりますけれども、このうち要支援の方への給付費といたしますのは金額にしますと、1億6,300万円ほど、全体の中で比率といたしますと14.5%ということになります。

#### ○酒井福祉部長

そのほか今要支援の方がもし外れたらというお話なのですが、その方が万が一、これが確定、改正になった場合、この方は法的ですね、地域支援事業というのがありまして、要するに介護保険全体の総額、この3%について要するに介護予防とか、そういうものの事業として使っても構わないという部分があるのですが、その中で実施を要支援のサービスを提供するような、サービスを調節しなさいと、そのところでフォローをしなさいという形にはなっております。

ただ、この部分の3%というのが、網走市は今ま

でも3%の介護予防をやっております。ふれあいの家や筋力トレーニングなどと、これをもって介護予防、介護認定ならないような事業を他市町村よりも多くやっておりますので、3%以上の一般財源を投入しながらでも、健康予防やってきております。

それで、今お話あったように、その部分が外されて地域支援事業でやりなさいと言った場合はすべて一般財源となりえます。

#### ○空委員

やはりいままで受けていた人たちこの1、2の該当者というのは、福祉の後退というふうになりかねないと、市の財政状況によっては、なりかねないという。

だからその3%中で、これらを飲み込もうとすれば、現在、他に先駆けて網走市として独自で、単独でやった部分を削らざるを得ないのか、何らかの影響となってきだろと思うのですが、この改正にあたっての国の動きとしてはどうなのですかね。さらにそういう部分を何らかの形で補てんしなさいというのは、そういうふうな情動的なものはないですか。

#### ○児玉介護福祉介護課長

この先ほど御説明いたしました地域支援事業の中での取り組みといたしますのは、平成24年度から国のほうで制度改正してできたものです。

これに対しては、今現在若干の上乗せというのがありますけれども、ただ大きくここで全体をそこは選択制なのです。介護保険を使ってもいいし、地域支援事業を使ってもいいし、今は財源の枠組みの中で若干の上乗せがありますけれども、ただ今回、全体が完全に介護保険の給付から地域支援事業に完全に移行するとなると、そこでの財源の話というのはまだ詳しいことは示されておられません。

#### ○渡部委員長

今、理事者のほうから御説明を受けましたけれども、改めまして他の委員の御意見を伺いたしたいと思います。

#### ○松浦委員

聞けば聞くほど、やっぱり大変なことなのだという事です。行政にとっても大変だし、何よりも

要支援1、2の人たちがそれこそ精神的にも大変な思いになるし、今後どうなるかという点もありますし、そういう点ではやっぱりこの意見書にぜひ、国に対して声を届けるといのは大事だと思うので、ぜひ、他の委員の賛同いただいて意見書を上げていただきたいと思います。

#### ○山田委員

先ほど理事者のほうからも御説明あったように、これを分離し軽度の高齢者の分離に反対する意見書等を出しておいて、この要支援1、2の人たちの費用ですか、それはやはり今までどおり出るような形でしてもらったほうがいいような、お話に受けとめました。

要支援1、2の人というのは、わりと元気なのですけれども、実は施設というかそういう人たちの施設があるのですよ、月に1回だか週2回だか行ける憩いの場というのがあるのです。それを楽しみにしています。そういう人たちが、もしこれを切られたときに、やはりお金を我慢するということもあります。

ですからこの制度自体は、必要だなと私どもは思っていますので、こういうことは要望として、いくべきだろうというふうに思っておりますということで、賛成ということで。

#### ○金兵委員

種々いろいろな御意見を聞かせてもらったというところもあるのですけれども、会議の中であった見守り、配食などの生活支援が中心というの、それこそプロじゃなくても昔は家で、親の面倒を子どもが見ていたというものの、延長なのかなということもわからなくはないですけれども、やっぱり介護保険というのは国の事業だということもありますし、そもそも国がしっかりした責任を持つべきではないかなというふうに思いますので、これは国の責任においてしっかりと利用者さんが困らないようにするべきなのではないかなと。

厚生労働省の大臣もこれについて疑問があるというようなことも発言されていたのがありますし、採択でいいのではないのでしょうかと思います。

#### ○空委員

私も皆さんと気持ちとしては同じです。

基本的に全国的に1、2の人たちというのはいわば予備軍だろうというふうに考えたときに、少しでも、予備軍なら予備軍で1年でも長くいられるような、そういうことというのは非常に大事だろうということでもありますし、ですから、今そういう部分で実施されている部分について、なくなることが即介護認定という形になりかねないということを考えたときに、これは私として意見書の提出という部分については賛成いたします。

#### ○渡部委員長

ただいま御意見を全会派から頂戴いたしましたので、全会一致をもって採択すべきものと決定いたします。

ただいま意見書案の準備のために暫時休憩をいたしますので、そのままお待ちください。

午後2時25分 休憩

午後2時27分 再開

#### ○渡部委員長

それでは再開いたします。

お手元に介護サービスから軽度の高齢者分離に反対する意見書案をお配りしております。御一読いただきまして、この内容でよろしいか御確認をいただきたいと思います。

基本的には先ほどの内容と変えておりません。

この内容でよろしいでしょうか。

(「よし」の声あり)

#### ○渡部委員長

それでは、この意見書案につきまして、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定いたします。また、意見書の提出先は地方自治法99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定をいたします。

次に、委員会の確認事項について1件ございます。所管事務調査の実施について事務局長より御説明をいただきたいと思います。

#### ○佐藤議会事務局長

所管事務調査の実施について御説明いたします。

お手元にお配りしております議件の最後のページをご覧ください。所管事務調査ということで、後期

の委員会活動におきまして、閉会中であっても、所管事務の調査を行うことができるという事務上の手続きが必要になりますので、ただいま皆さんにお配りをします議件に添付しております案に基づきまして議長へ提出し、本会議において閉会中継続調査の議決をいただくという手続きを進めたいと考えと思います。

よろしくお願いいいたします。

**○渡部委員長**

御確認をしていただいたということで御了承願います。

次にその他、何か理事者側から何かございますか。

(「ありません」の声あり)

**○渡部委員長**

委員のほうから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**○渡部委員長**

それではこの後、その他といたしまして、行政視察の実施について協議いたしますので、理事者の方は御退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 31 分 再開

**○渡部委員長**

それでは再開をいたします。

7、その他の中の行政視察について、皆様に御協議を願いたいと思います。

最初に行政視察を実施するかどうかを決定したいと思います。実施をするという方向で御確認をしたいと思いますが、よろしいですか。

(「よし」の声あり)

**○渡部委員長**

はい。実施をすると決定いたしました。

御承知のとおり改選期の年は例年、2年に一度、10月の実施となっております。その10月の実施について、まず1点ここで決定をしたいと思いますがよろしいですか。

(「よし」の声あり)

**○渡部委員長**

はい。また、第何週にするかということも、きょうもしくはこのあと休憩をとりますので、それは皆さんの御都合で、この週はちょっとということがあれば、委員長と副委員長にお示しをいただきたいと思います。

また、視察項目、視察先の選定につきましても、ここで何か今のところ生活福祉委員会としてこのようなどころがあるということがあれば、言っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「10月に実施を」の声あり)

**○渡部委員長**

では、まず10月の実施ということだけをこの場で決定して、都合等によりましては委員長、副委員長に閉会中の中でも言っていただいて構いませんので、それぞれ視察先等については次回の委員会の中で皆さんと相談したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

そのほかその他として、この中で皆さん何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**○渡部委員長**

ないようでございますので、これをもちまして本日の生活福祉委員会を閉会といたします。

大変御苦勞様でした。

午後 2 時 31 分 閉会